

国会議員用

令和8年度 予算編成及び施策に関する要望



(隠岐の島町：隠岐航路)

令和 7 年 9 月
島 根 県 町 村 会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

中国地方は昨年より 11 日早い 6 月 9 日に梅雨入りし、局地的な降雨はあったものの、大きな被害は無く、過去最速の 6 月 27 日に梅雨明けとなり、水不足が心配される状況でした。

しかしながら、近年の豪雨は、線状降水帯に代表されるように、局地化・激甚化しており、いつ、どこで災害が発生しても不思議ではない状況にあります。

加えて、地震や埼玉県で発生した下水道管に端を発した道路陥没事故など、予期せぬ危険はあらゆるところに潜んでいます。

引き続き、住民の生命と財産、日常生活の安全・安心がしっかり確保できるよう、防災・減災・国土強靱化関連事業への手厚いご支援をお願いいたします。

さて、コロナ禍で増えつつあった田園回帰の動きは、社会経済活動の活発化と共に鈍化し、東京一極集中の動きが加速しています。

また、2024年の合計特殊出生率は、全国で1.15となり、初めて出生数が 70 万人を割り込みました。一方、島根県でも1.43と、その低下に歯止めが掛かっていません。

こうした中、中山間地域や離島においては、生産年齢人口の減少という問題に直面しており、保健師・デジタル人材・土木系技術者等の専門職員の確保が困難となっています。併せて、地域公共交通や医療・介護・福祉など、社会経済活動のあらゆる分野で人材の不足が顕著となっています。

さらに、物価高騰対策が必要な状況の中で、米国関税による農業分野、自動車産業をはじめとする製造業等への影響も不透明な状況にあります。

我々、町村としても住民の日常生活の不安解消に努めながら、課題の解消に向けて、一層の努力が求められているものと認識していますが、本町村のほとんどが、中山間・離島など条件不利地域に立地し

ており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタル技術を活用した地域振興、人口減少対策をはじめ、医療、公共交通、買い物機能の確保、さらには災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和 8 年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本町村を取り巻く実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和7年9月3日

島根県町村会長 池 田 高 世 偉

I 令和8年度予算編成及び施策に関する要望項目[令和7年9月実施]

1. 地方創生の更なる推進について

- (1)東京一極集中の抜本的是正
- (2)地方創生推進財源の確保
- (3)子どもの医療費の無料化
- (4)地域公共交通確保対策
- (5)統計調査手法の見直し

2. デジタル化施策の推進について

- (1)行政のデジタル化に対する支援
- (2)条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方法の見直し
- (3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 万全な経済対策の実施について

- (1)中小企業・小規模事業者等への支援の拡充
- (2)物価高騰対策の継続

5. 頻発化する豪雨災害について

- (1)江の川の治水対策
- (2)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興
- (3)防災・減災、国土強靱化対策の継続

6. 公職選挙制度の見直し・改善について

- (1)参議院選挙における合区の早期解消
- (2)期日前投票所の弾力的な運用

7. 過疎対策事業債の拡充について

- (1)過疎対策事業債の拡充

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

- (1)感染症対策の充実強化等
- (2)医療体制の確保対策
- (3)医療従事者等の確保対策
- (4)胃部X線検査における医師立会い要件緩和
- (5)公立病院の経営改善

9. 国民健康保険の安定運営の確保について

- (1)国保改革にあたっての課題解決

10. 福祉施策の推進について

- (1) 離島・中山間地域における介護保険制度の充実
- (2) 中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

11. 農林水産業施策の推進について

- (1) 食料の安定供給の確保
- (2) 農林漁業従事者の収入確保等
- (3) 国際農業交渉に関する適切な対応
- (4) 日本型直接支払制度
- (5) 水産業の振興対策

12. ジビエの利用拡大について

- (1) ジビエの利用拡大について

13. 高速道路等の整備促進及び社会資本の整備・老朽化対策の推進について

- (1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想
- (2) 道路整備に必要な予算総額の確保
- (3) 社会資本の老朽化対策の推進
- (4) 道路の安全対策の推進
- (5) 污水处理施設の整備促進

14. 空き家対策への総合的な取組みについて

- (1) 財政措置の充実強化
- (2) 空き家の有効活用等の推進

15. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

- (1) 竹島の領土権の早期確立
- (2) 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

16. 離島への支援について

- (1) 離島振興に向けた特別措置の拡充
- (2) 有人国境離島に対する特別な支援
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

- (1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化
- (2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

18. 米軍機による低空飛行及び空中給油訓練の中止等について

- (1) 関係機関への中止等要請
- (2) 国による実態把握と実態の伝達
- (3) 住民負担の軽減

19. エネルギー対策の推進について

- (1) 安定的なエネルギー需給構造の確立
- (2) 再生可能エネルギーの導入事業と地域との調和

20. 教育環境の充実について

- (1) 教育魅力化推進事業の推進等
- (2) 教員の安定的確保と適正な教員配置
- (3) 小中学校における英語教育の充実
- (4) 学習環境・指導環境の整備
- (5) スポーツ・文化活動の振興
- (6) 文化財保存活用財源の確保

Ⅱ 令和８年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

(1) 東京一極集中の抜本的是正

①東京一極集中の是正と自立・分散型国土の構築は、国土の災害対応力の強化、感染症拡大リスクの低減等の観点のみならず、コロナ禍を経て東京一極集中が再加速しているなか、地方の人口減少に歯止めをかけるためにも重要な課題であるため、政府機能の移転や企業の本社機能移転を国を挙げてさらに積極的に推進すること。

推進に当たっては、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

②「二地域居住」の推進を図るに当たっては、推進する際の課題(子供の教育や住居などの支援策、住民税の分割納税や選挙権の付与等)を明らかにした上で、地域づくりや地域の活性化を担う定住人口の拡大に繋がるよう取り組むこと。

③また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進するため、地方の特性を考慮した支援制度となるよう見直すことで、東京一極集中を抜本的に是正すること。

(2) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「新しい地方経済・生活環境創生事業費」の継続拡充を図ること。

②「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い精度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(3) 子どもの医療費の無料化

現状、都道府県、市町村によって異なる子ども医療費負担については、自治体の財政力によって格差が生じないよう全国統一的な制度として一律無料化を実施すること。

(4)地域公共交通確保対策

県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が相次いでいることから、地域状況を踏まえた単価の政策的な引き上げを行うなど、交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しをすること。

①鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利活用を促進する取組に対し、十分な支援を行うこと。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会で検討を行う場合には、影響を受ける町村の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し、十分な財政措置を行うこと。

(5)統計調査手法の見直し

統計調査員は、高齢化に加え、非協力世帯の増加による負担感の増加等により、その確保が困難となっている。この現状を踏まえ、デジタル技術及び住民基本台帳等の行政資料を活用してオンライン化を進めるなど、調査員調査に依存しない形で現行の調査手法の抜本的な見直しを行うこと。

併せて、統計調査の意義について広報を強化すること。

2. デジタル化施策の推進について

(1)行政のデジタル化に対する支援

①町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、その技術等の進捗が激しく、かつ、小規模町村の財政負担が大きいことから、町村の主体性が生かせるよう、国において柔軟、かつ、積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、国等における研修・教育カリキュラムなど、一層充実させること。

更に、町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、それぞれの町村のシステムの整備状況も異なることから、移行期限を含めきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

②ガバメントクラウドへの移行に関する全ての費用や「運用費用」のうち、移行前を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

(2)条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じること。

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針 2025 を踏まえ、令和8年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げ等抜本的な改革等を行い、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「新しい地方経済・生活環境創生事業費」「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに物価高騰や人件費の増等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方交付税算定方法の見直し

①地方交付税の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

②地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。

③町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

(3) 過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の 1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 万全な経済対策の実施について

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援の拡充

①コロナ対策に伴う実質無利子・無担保の保証付き融資の返済開始が令和5年5月に本格化したが、経営状況の悪化が続いている事業者にとって非常に大きな負担となっている。

そのため経営の再建や持続性が確保できるよう返済猶予の延長、利子補給の実施、また、返済困難な事業者に対しては債務減免や経営コンサルティングの提供など支援の充実を図ること。

②物価高騰対策、後継者対策、賃上げ、インボイス制度や物流問題等への対応な極めて厳しい状況にある地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業

等を継続するとともに、その拡充を図ること。

更に、新たな産業の育成、雇用創出に向けた政策や助成金の提供など地域の創業支援策や雇用創出施策を強化すること。

(2)物価高騰対策

①原油価格をはじめとする物価の高騰は、住民生活やあらゆる事業者の経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることから、その対策を自治体に委ねることなく、国が主体的かつ積極的に講じるとともに、地域の実情に応じた対策が実施できるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置すること。

②昨今の米価の高騰に対する適切な対策を講じるとともに、生産者が安心して営農を継続できるよう有効な所得向上対策を講じること。

5. 頻発化する豪雨災害について

(1)江の川の治水対策

毎年のように浸水被害を受けている江の川の治水対策を加速するため、令和4年3月に策定された「治水とまちづくり連携計画」により、緊急対策特定区間に指定された江の川下流域の17地区が、10年間で重点整備されることになったが、未着手の地区(特に合意形成済地区)への対策や指定地区以外の内水排除を含めた浸水対策の早期実現を図ること。

(2)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、防災・減災対策の実施にあたり、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

(3)防災・減災、国土強靱化対策の継続

令和7年が最終年となる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組を、着実に推進していくことが重要であることから、地方負担分を軽減する措置を講じ、当初予算を含めて必要な予算を別枠で安定的に確保すること。

併せて、令和7年度に策定した国土強靱化実施中期計画に基づく施策については資材高騰等も踏まえ、予算・財源をこれまでを上回る水準かつ通常予算とは

別枠で確保し、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。

また、国庫補助事業も起債対象とするよう要件緩和を図ること。

6. 公職選挙法制度の見直し・改善等について

(1) 参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていくうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

(2) 期日前投票所の弾力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前投票者の数は極端に少ない。

よって、期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず短縮できるようにすること。

7. 過疎対策事業債の拡充について

(1) 過疎対策事業債の拡充

過疎対策事業債については、人件費や資材価格等の高騰等により建設事業費が上昇する中で、過疎計画に基づく厚生施設、教育文化施設等の整備や老朽化対策等、過疎地域の多様な財政需要に対応し、引き続き過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図ること。

特に、ソフト分については、過疎市町村が持続的発展を図るために必要であり、かつ地域の再生・活性化に有効であるため、計画的に事業実施出来るよう、限度額を引き上げるとともに、必要額の確保に努めること。

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

(1) 感染症対策の充実強化等

①新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度でワクチン接種の国助成が終了したことにより、住民及び町村の負担が増す状況にあり、接種控え

や町村の財政負担の増加につながることを防ぐよう適切な措置を講じること。

(2) 医療体制の確保対策

①医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引き上げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

②医師不足、看護職員不足等により、公立・公的病院の経営は極めて厳しいことから、こうした医療機関に対する財政支援措置を充実強化すること。

(3) 医療従事者等の確保対策

①医療機関で必要な医師の総数を確保するとともに、医師や診療科の地域的偏在を解消できるような効果的な医師確保対策を早急に構築・実施すること。

②自治医科大学卒業医が義務年限終了後も県内に定着するよう、待遇改善など効果的な施策を講じること。

③中長期的な医師確保対策として、地方大学の医師養成数を増員すること。また、大学では医師不足地域での勤務を義務づける入学枠を確保すること。

(4) 胃部 X 線検査における医師立合い要件緩和

X線撮影を行う胃がん検診については、必ずしも医師の立会が無くても受検者の安全を確保した検診は可能と考えられる。とりわけ医師不足が深刻な離島・中山間地域の巡回検診において、この「医師立会規制」を厳守することは、受検機会の減少や、ひいては胃がん発見機会の喪失を招く恐れが大きい。よって、関係法令等を早急に見直し、適切な規制緩和措置を講じること。

(5) 公立病院の経営改善

公立病院の経営悪化が全国的に大きな問題となっている。特に、離島・中山間地域は、労務費・原材料費の高騰に加えて、患者数がコロナ前の水準に回復していないなど、コロナ禍の影響が続いている。

今後も人件費の増加などが見込まれる中、その経営環境はより厳しくなることが見込まれる。

経営改善に向けた自助努力に加え、物価高や賃上げ等を踏まえた一層の財政措置と柔軟な診療報酬改定の仕組みの導入・実施を図ること。

9. 国民健康保険の安定運営の確保について

(1) 国保改革にあたっての課題解決

①新制度移行後の国保の安定的な運営を確保するため、毎年の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や加入者の動向などを踏まえ、町村の実情に応じた財政支援策を講じるなど、国保の財政基盤の強化を図ること。

②国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者や被保険者に

追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において財政措置を講じること。

③地方公共団体が独自に行う医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、令和6年度から子どもに係る減額調整措置は廃止されることとなったが、重度心身障がい者やひとり親家庭等への医療費助成に対する減額調整措置についても廃止すること。

④未就学児に係る均等割保険料の軽減措置については、子育て支援の観点からその対象年齢及び軽減割合の更なる拡充を図るとともに、町村の減収分について必要な財政措置を講じること。

10. 福祉施策の推進について

(1) 離島・中山間地域における介護保険制度の充実

①介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため、財源確保と持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

また、現行の国庫負担割合の見直しを行い、被保険者の負担軽減を図ること。

②離島・中山間地域において、移動時間やガソリン代高騰により割高となっている経費が適正に反映され、在宅サービス等を実施する訪問介護事業者が安定した経営を継続できるよう、基本報酬の速やかな見直しを実施すること。

更に、これらを含め過疎地域での介護事業者の経営安定化や、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に進めること。

(2) 中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

補聴器価格は非常に高額であり、日常生活に支障のある中等度の加齢性難聴者に対しても、生活の質の維持や認知症予防の観点から、障害者総合支援法の補装具支給制度に準じた補助制度を創設すること。

11. 農林水産業施策の推進について

(1) 食料の安定供給の確保

国際情勢の悪化等に伴い穀物価格の高止まりや需給の逼迫等が懸念されており、食料安全保障の観点から食料需給率の向上、農林漁業の生産力強化、農山村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

(2) 農林漁業従事者の収入確保等

①農林漁業者は、国産農林水産物の需要の落ち込み、価格下落に加え燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰により、大幅な収入減となっていることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策の拡充、更には積極的な収益補填対策を行うこと。

また、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供の強化など、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

②中山間地域の小規模農家所得の維持向上と規格外農産物の有効利用、国産野菜の消費拡大を推進する観点から、2021年に改正された食品衛生法の営業許可制や施設基準の見直しを行うこと。

(3)国際農業交渉に関する適切な対応

CPTTP 協定、日 EU・EPA及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供に努めるとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

米国の関税措置への対応に当たっては、農産物の輸出のみならず国内の生産基盤にも大きな影響を与える懸念があることから、措置の見直しを強く求めるとともに、農林水産業全般に対する影響を分析し事業者へ必要な支援策を講じること。

(4)日本型直接支払制度

①日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

また、現在、水田政策の見直しの方向性が示されているが、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の見直しにあたっては、地域の実情を踏まえた制度設計になるよう、十分な配慮を行うこと。

②中山間地域直接支払制度の「棚田地域振興活動加算」については、農地保全活動に加えて高度な取組が求められるため農家にとって取り組みにくい面がある。

このため、活用事例や取組活動事例の具体的なイメージが共有できるようセミナー等を開催すること。

(5)水産業の振興対策

①年ごとに進みつつある磯焼けについて、徹底した原因の究明を図るとともに、その対策について、早急に取り組むこと。

②沿岸漁業の振興や新規漁業者の就業促進のため、各地域での生産の柱となる高級魚介類の種苗生産・放流に、積極的に取り組むこと。

③漁港に放置されているFRP漁船については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、実態把握に努め、処理費用に対する補助制度の創設など処理対策を早急を実施すること。

12. ジビエの利用拡大について

(1) ジビエの利用拡大について

ジビエを農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の整備や関係事業者の連携促進等を図るなど、ジビエ利用拡大に向けた取り組みを支援すること。

また、処理対象獣種に疫病が発生した際には、ジビエ利用について大きな規制があるため、農業共済制度のような所得補償の仕組みが不可欠である。ハード・ソフト両面からの支援策を充実させること。

13. 高速道路等の整備側線及び社会資本の整備・老朽化対策の推進について

(1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想

救急医療、災害対策、地域の活性化を図るため、高速道路網の整備は本県にとって最重要課題である。

しかし、山陰道については、東西に長い本県の幹線道路でありながら、未着手事業化区間や未開通区間が残されており、救急搬送や観光振興などに支障をきたしている。

ついては、国の責任において山陰道の整備のスピードを早め、1日も早い完成を図るとともに、完成後の山陰道を利用した県西部の山陰と山陽とを結ぶ道路網構想を着実に進めること。

(2) 道路整備に必要な予算総額の確保

近年島根県に配分される国庫道路事業予算額は、必要額を確保出来ておらず、新規事業はもとより、既存事業についても計画的に進捗しない状況となっている。骨格幹線道路に限らず地域に必要な生活関連道路整備が今後とも着実に進められるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 社会資本の老朽化対策の推進

防災・減災に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検については、町村では技術系職員が不足しており、引き続き技術的支援や財政措置を充実強化すること。

(4) 道路の安全対策の推進

地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要な財政措置を講じること。

(5) 汚水処理施設の整備促進

社会資本整備総合交付金(下水道未普及対策事業)について、今後の未普及

地域の整備に必要な予算を確実に措置し、必要とする自治体に十分な配分を行うとともに、令和8年度末までの汚水処理施設の概成を目指す中期計画の期間以降についても必要な支援を継続するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る国庫支援を堅持するとともに、十分な予算措置を講じること。

14. 空き家対策への総合的な取組みについて

(1) 財政措置の充実強化

町村が、空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、必要な財政支援措置を充実・強化すること。

(2) 空き家の有効活用等の推進

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、家屋の所有者に関する福祉関連情報の活用、緊急安全措置(即時強制)の規定整備、借地上にある空き家対策など、町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、町村の意見を十分に反映すること。

15. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効性の確保等について

(1) 竹島の領土権の早期確立

①韓国政府に対し、不法占拠を既成事実化する諸活動を中止するよう強く申し入れるなど、竹島問題解決に向けて国として毅然として取り組むこと。

②国において、竹島問題に関する調査研究及び広報啓発活動を充実強化すること。

③北方領土対策と同様に、国の啓発施設として「竹島漁撈歴史記念館」を隠岐の島町に設置すること。

(2) 日韓新漁業協定の実効性の確保と監視取締体制の充実強化

平成11年1月の日韓新漁業協定以降、本県沖合に広大な暫定水域が設定されたが、この暫定水域での実効ある資源管理方策が合意されていないばかりか、韓国側は、我が国の排他的経済水域内で違反操業等を繰り返し、本県漁業に大きな影響を与えている。

このため、国においては、日韓新漁業協定の実効性確保と監視取締体制の充実強化を図ること。

16. 離島への支援について

(1) 離島振興に向けた特別措置の拡充

①令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。

②改正離島振興法においては、特別の配慮規定として「離島航路に供される船舶の更新」が追加された。隠岐航路の船舶はいずれも老朽化し、耐用年数を大幅に超えて運航しており更新を迫られている。

ついては、島民生活の生命線である隠岐航路を維持するため、多額の更新費用に対する財政支援を行うこと。

③改正離島振興法において、離島の果たすべき役割に「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加された。しかしながら、本土と比較して整備費用が割高になるにもかかわらず、売電価格は本土と同額であるなど、採算性の確保が困難で導入が進まない。

ついては、離島における再生可能エネルギーの導入費用及び運営費用について離島独自の支援制度を創設すること。

(2) 有人国境離島に対する特別な支援

①「有人国境離島法」によって離島航路の維持と更なる地域活性化を推進していくため、島民だけに限らず、観光客等すべての利用者が航路運賃の割引対象となるよう制度の拡充を図ること。

②輸送コストがかかるため、本土よりも2割程度高い島内の物価水準を考慮し、ガソリン以外の燃料類や、生活物資、事業活動物資、産業廃棄物の輸送費など、支援の対象を拡大すること。

③農業用機械導入などの各種補助事業の採択にあたっては、本土から遠隔に位置する国境離島ほど、事業費が割高になるため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和策を検討すること。

④有人国境離島では、周辺海域からの漂流物に危険を伴うものもあり、そこで暮らす住民にとっては、大きな問題であり、不安と恐怖に怯えることもある。

国の責任において、我が国の領海・領空の安全確保と周辺海域の警戒監視活動を強化するとともに、その体制強化を図ること。

(3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

ジオパークの知名度向上に向け、国として一体的な支援・推進体制を構築するとともに、関係自治体のジオパークに関連する取組みに対し積極的な支援を行うこと。

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

(1) 海岸漂着物対策推進のための財制措置の恒久化

- ① 海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ② 海岸漂着物対策を推進するための財政支援措置を含め、総合的な支援対策の実施に必要な法制を速やかに整備すること。

(2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

日本海沿岸には、対岸諸国由来と推定される医療廃棄物や漁具・ポリタンクなどの漂着ゴミが大量かつ広範囲に漂着し、沿岸の市町村、都道府県のみで処理することは、もはや限界に達している。

このため、国は、外交ルートを通じて、対岸諸国に対して原因究明とその防止策、監視体制の強化など適切な働きかけを行うこと。

18. 米軍機による低空飛行及び空中給油訓練の中止等について

(1) 関係機関への中止等要請

- ① 住民が居住する地域において、米軍機による低空飛行訓練や陸地上空での空中給油訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。
- ② 新たな機種、飛行ルートなどによる新たな飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、迅速かつ強力に対応すること。

(2) 国による実態把握と実態の伝達

- ① 低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- ② 実態調査を速やかに行うため、地方公共団体がやむを得ず騒音測定機器等を設置する場合には、適切な財源措置を講じること。
- ③ 現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請内容などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求めること。

(3) 住民負担の軽減

- ① 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- ② 低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全

性に対する不安などを軽減するため、学校等の防音対策などの必要な措置を速やかに講じるとともに、訓練空域の実態に応じた新たな財源措置を講じること。

19. エネルギー対策の推進について

(1) 安定的なエネルギー需給構造の確立

徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大、各電源の安定的な発電及び蓄電効率の向上、さらには「水素やメタンハイドレート等」の新型資源の開発促進等により安定的なエネルギー需給構造を確立すること

(2) 再生可能エネルギーの導入事業と地域との調和

①太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー施設の立地事業者に対し、地元自治体との協議を認定手続に位置づける等、不適切事例の発生防止を図り、また、地域における環境保全・防災の観点から、保安規定の届出など、地域の実情に配慮した事業実施が徹底されるような法整備を行うこと。

20. 教育環境の充実

(1) 教育魅力化推進事業の推進等

本県町村では、県の「高校魅力化人づくり推進事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙げられている。

しまね留学の受入に当たり町村が整備した公共的施設を寄宿舍として活用する場合や、古民家や空き家等の地域資源を活用して共同下宿を整備した場合の運営費については、昨今の物価や人件費の高騰により、町村負担は増大が見込まれるため、更なる支援の拡充が出来るよう国においても財政支援を行うこと。

(2) 教員の安定的確保と適正な教員配置

少人数学級を計画的に進めて行くに当たっては、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

また、小規模校における事務職員、養護教諭などの配置基準を充実させること。

(3) 小中学校における英語教育の充実

新学習指導要領に基づき正式に「教科」となった英語教育について、小規模校のために英語専科教員が配置されない場合には、地域によって英語教育の質に差が生じることが懸念される。

小規模校が多い離島・中山間地域の学校においても、充実した英語教育が行えるよう、加配教員の増員や配置基準の緩和など、必要な体制整備を行うこと。

(4)学習環境・指導環境の整備

児童生徒の学びを保障し、ICTを活用した教育が推進できるよう、小中学校における校内通信ネットワークや1人1台端末の整備(GIGAスクール構想)に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持・更新の費用、町村が負担するモバイルWi-Fiルーターの通信料等についての支援を行うこと。

また、ICT支援員等の人的配置に対する財政措置の拡充を図ること。

(5)中学校における部活動について

専門性や資質を有する教員を含め指導者の人材確保や部活動に必要な施設整備が図られるよう財政的支援措置を適切に講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

(6)文化財保護活用財源の確保

各町村にある指定等文化財を保存し活用することは、ふるさと教育や地域振興の基盤となる取組である。

ついては、文化財の保存活用事業が計画的に進められるよう、予算規模の拡大とともに補助率の拡充を図ること。



(吉賀町：雨乞い神事)



(飯南町：志津見ダム コスモス祭り)